

## 矢作川流域 上下水道広域連携協議会（仮称）準備会規約

### （名称）

第1条 この会の名称は、矢作川流域 上下水道広域連携協議会（仮称）準備会（以下「準備会」という。）という。

### （目的）

第2条 矢作川流域を中心とした西三河地域において、持続可能な上下水道サービスを提供していくためには、県と市町等が連携して上下水道を一本化し、料金上昇の抑制、カーボンニュートラルの実現、DXの推進に取組む必要がある。

準備会は、県と市町等で構成する「矢作川流域 上下水道広域連携協議会（仮称）」の設立を視野に、上下水道の広域連携の組織のあり方、対象事務、効果等の検討を行い、基本方針（案）をとりまとめることを目的とする。

### （検討事項）

第3条 準備会は、前条の目的を達成するため、別表1の事業を対象に、次に掲げる事項の検討を行う。

- (1) 一本化の組織形態
- (2) 広域化・共同化を行う事務事業
- (3) 一本化及び広域化・共同化の効果検証
- (4) その他上下水道の広域連携に必要な事項

### （構成）

第4条 準備会は、別表2に掲げる構成員により構成する。  
2 会長は、愛知県建設局技監とする。  
3 準備会の招集及び運営は、会長が行う。  
4 会長は、必要に応じて構成員以外の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

### （事務局）

第5条 準備会の事務局は、愛知県建設局上下水道課とする。

### （情報公開）

第6条 準備会の会議は、構成員等の自由な議論を担保する観点から、原則として非公開とする。  
2 会議の議事概要は、会議終了後に発言者が特定されない形で公開する。  
3 議事内容及び配布資料の公開又は非公開の判断は、構成員の意見を聞いた上で、会長が行う。

### （その他）

第7条 この規約に定めのないものは、会長が必要に応じて構成員に諮り処理する。

### 附 則

この規約は、2024年8月7日から施行する。

この規約は、2024年11月12日から施行する。

別表1

#### 検討対象事業

愛知県	矢作川流域下水道事業 水道用水供給事業の内 西三河地域
市町等	公共下水道事業、水道事業

別表2

#### 矢作川流域 上下水道広域連携協議会（仮称）準備会 構成員

愛知県	建設局技監
	企業庁水道部長
岡崎市	上下水道部長
碧南市	開発水道部長
刈谷市	水資源部長
豊田市	上下水道局長
安城市	上下水道部長
西尾市	上下水道部長
知立市	上下水道部長
高浜市	都市政策部長
みよし市	都市建設部長
幸田町	上下水道部長